「課税明細書」の説明

区分	所在・地番・家屋番号								
区分	所在・地番・家屋番号				登記地目／家屋種類	課税地目／家屋構造	固定資産税課税標準額(円)	都市計画税課税標準額(円)	固定資産税相当額(円)
					登記地積／登記床面積(㎡)	課税地積／課税床面積(㎡)	前年度固定課税標準額 固定家屋軽減・減免事由	前年度都市課税標準額 都市家屋軽減・減免事由	都市計画税相当額(円)
	評価額(円)	同棟	同一	家屋階層	住宅用地(㎡)／屋根	小規模用地/家屋軽減・減免面積(㎡)	固定軽減・減免税相当額	都市軽減・減免税相当額	
	①			②	③	④	⑤	⑥	⑦

① 所在・地番・家屋番号……「付」表示は、評価額及び税額算定上便宜的に付した番号です。家屋番号は建物登記簿に登記されている番号です。
評価額……土地・家屋の評価額です。
「非課税」表示は、地方税法の規定により、保安林、史跡、墓地、その他の公共の用に供する土地・建物等に該当しているため課税されていません。
② 同棟……「1」は、増築等の理由により1棟の家屋でも2段以上に分かれて記載されていることを示します。「9」は、区分建物を示します。
同一……「1」は、仮分筆(課税上の分筆)を示します。「9」は、マンションの土地や私道を分割して共有していることを示します。
家屋階層……地上建築物は「上」、地下建築物は「下」で表示しています。
③ 登記地目／家屋種類……登記地目は、土地登記簿に登記された地目を示します。
登記地積／登記床面積……登記地積は、土地登記簿に登記されている面積で、登記床面積は、建物登記簿に登記されている面積です。
住宅用地／屋根……住宅用地は住宅用地の課税標準の特例措置が適用される面積です。
④ 課税地目／家屋構造……課税地目は、課税される現況の地目を示し、家屋構造は家屋の主体構造を示します。
課税地積／課税床面積……課税地積は課税される土地の面積で、課税床面積は課税される家屋の床面積です。
小規模用地／家屋軽減・減免面積……小規模用地は小規模住宅用地の課税標準の特例措置が適用される面積を示し、家屋軽減・減免面積は、軽減や減免をされる家屋の面積を示します。
⑤ 固定資産税課税標準額……固定資産税課税標準額は、税率(1.4%)を乗じて税額を算出する基礎となる額です。
前年度固定課税標準額……前年度の土地の固定資産税課税標準額を示しています。
固定軽減・減免税相当額……固定軽減・減免税相当額は、固定資産税を軽減や減免するのに相当する税額を示しています。
⑥ 都市計画税課税標準額……都市計画税課税標準額は、税率(0.2%)を乗じて税額を算出する基礎となる額です。
前年度都市課税標準額……前年度の土地の都市計画税課税標準額を示しています。
都市軽減・減免税相当額……都市軽減・減免税相当額は、都市計画税を軽減や減免するのに相当する税額を示しています。
⑦ 固定資産税相当額……固定資産税課税標準額に税率(1.4%)を乗じて算出した額です。
都市計画税相当額……都市計画税課税標準額に税率(0.2%)を乗じて算出した額です。

『お願い』

○ **次の場合は、お手数ですが逗子市役所課税課資産税係までご連絡くださいますようお願いします。**
- 住所変更や相続等による名義変更があった場合
- 家屋を新築や増築したり、取り壊したりした場合
- 課税明細書の記載内容に相違がある場合

○ 証明書等を申請される場合は明細書に記載された所在・地番で申請してください。

『納税相談』

災害に遭われた、あるいは生活保護を受けるようになったなど、様々なご事情で市税の納付にお困りの方に対し、納税相談を行っています。納税に悩まれる前に、まずご相談ください。
相談の窓口は納税課です。

逗子市　　年度　固定資産税・都市計画税課税明細書

所有者名	様(御中)	名寄番号		通知書番号	

区分	所在・地番・家屋番号				登記地目／家屋種類	課税地目／家屋構造	固定資産税課税標準額(円)	都市計画税課税標準額(円)	固定資産税相当額(円)
					登記地積／登記床面積(㎡)	課税地積／課税床面積(㎡)	前年度固定課税標準額 固定家屋軽減・減免事由	前年度都市課税標準額 都市家屋軽減・減免事由	都市計画税相当額(円)
	評価額(円)	同棟	同一	家屋階層	住宅用地(㎡)／屋根	小規模用地 家屋軽減・減免面積(㎡)	固定軽減・減免税相当額	都市軽減・減免税相当額	